

下記書類が有効となります。

氏名・住所相違時の補完書類	
マイナンバーカード（※マイナ免許証含む）	身体障がい者手帳
印鑑登録証明書	精神障がい者保険福祉手帳
住民票	療育手帳
在留カード	外交官身分証明書
特別永住者証明書	届出避難証明書（※住所相違時のみ）
介護保険証	資格確認書（紙）

※印鑑証明書および住民票の有効期限は発行後3ヵ月以内です。

※住所が手書きの場合、補完書類の対象外になります。

※補完書類は原本をご用意のうえアップロードしてください。